

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 14 日現在

機関番号：13101

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26381256

研究課題名(和文)性犯罪被害対策及び人工妊娠中絶防止の緊急避妊薬情報を含む学校での性教育方法の検討

研究課題名(英文) Consideration of a school curriculum on sex education incorporating information on the measures to be taken against sexual crimes and the provision of emergency contraception for preventing abortions

研究代表者

笠井 直美 (Kasai, Naomi)

新潟大学・人文社会・教育科学系・教授

研究者番号：20255243

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：2006年度から警察庁では犯罪被害者への医療支援として緊急避妊などの公的負担を開始した。日本では2011年に緊急避妊薬が承認された。学校での性に関わる教育は、緊急避妊薬の情報提供だけでなく生命倫理を含めた指導が必要である。高校生に対する授業にて「緊急避妊薬の学習をする時期」についての回答では中学1年生および2年生で知るべきが多かった。しかし、中学校の学習指導要領保健体育に位置づけられている性教育に関する記述に則ると、保健学習では「緊急避妊法」に触れることは難しいことが分かった。よって、教育関係者用の性教育に関する手引書に緊急避妊薬の必要時と内容紹介の掲載及び周知徹底がまずは重要であると言えた。

研究成果の概要(英文)：The National Police Agency began providing emergency contraception (EC) officially as a form of medical assistance to victims of sexual crimes in 2006. In 2011, EC was approved for general use in Japan. School curricula for sex education must provide both information on EC and bioethics related guidance to students. In order to elucidate the most suitable time to learn about EC, we administered a questionnaire about which years of students request learning of EC on high school students. However, conforming to the specifics of sexual education described in governmental guidelines for health and physical education curricula in junior high schools was found to increase the educators' difficulty in discussing about EC in health studies. Based on these findings, it was concluded that the first important step is to include specific and basic information on EC, when they are necessary, in sex education manuals used by educators and ensure the extensive dissemination of this information.

研究分野：健康教育

キーワード：性教育 緊急避妊薬 緊急避妊法 犯罪被害者 保健学習 保健指導 手引書 教育関係者

1. 研究開始当初の背景

(1) 日本の青少年の性行動は、直近の調査結果から不活発化が生じていると言われていたが、女子高校生の性交経験率は20%を越えている。また近年、人工妊娠中絶者数は減少しているものの、10歳代、20歳代の若年者の人工妊娠中絶者数は依然として多く、性と生殖に関する健康の観点からも大変危惧すべきことである。16～49歳の女性のうち、人工妊娠中絶経験者は16.3%、そのうち反復人工妊娠中絶者は29.4%と報告されている。人工妊娠中絶減少に対して有効な経口避妊薬(oral contraceptive 以下、OC)、銅付加子宮内避妊具(Intrauterine Device 以下、IUD)、緊急避妊法などが利用できる現在において、また人工妊娠中絶後の障害のひとつとして子宮外妊娠などのリスクが高まる可能性があること、結果として続発不妊、産科合併症、精神的トラウマを招くことを鑑みれば、反復中絶者の数値はより低く抑えられるべきものである。人工妊娠中絶防止の積極的な推進や避妊指導の充実は妊孕性の維持からも必要である。特に、10歳代では、他の年齢層に比較して、妊娠週数が大きくなってから中絶が実施されていることから、学校における性に関わる教育の場での啓発が大切である。

(2) 日本家族計画協会「2012年度の電話相談にみる思春期の性の悩み」によると、女子の電話相談内容は、全体の29.3%が緊急避妊に該当した。その相談者を校種別にみると小学生、中学生、高校生で3.1%、10.3%、27.9%である。この現状からも予期せぬ妊娠を避ける方法の一つとして、緊急避妊薬の正しい情報の提供が必要と考えられた。

(3) 2011年2月に「望まない妊娠」を防ぐための緊急避妊薬が日本国内でも承認された。緊急避妊法(Emergency Contraception 以下、EC)とは、避妊を行わなかった場合あるいは避妊に失敗した際に、それに引き続いて起こりうる妊娠を回避するための避妊法と定義される。これまで性交後避妊法または事後避妊法という名称で知られてきたものであるが、諸外国においてレイプ被害にあった女性を救済する手段の一つとして妊娠を防ぐことが重要視されたことや、その実施に際しての緊急性を強調する必要性があったことからこの名称でよばれるようになった。「緊急避妊薬」とは、避妊措置に失敗したまたは避妊措置を講じなかった性行為後、緊急的に服用するものであり、黄体ホルモンが成分の薬で、性交から72時間以内に2錠の錠剤を飲むことで、妊娠を約80%阻止できる。警察庁は、2006年度からは犯罪被害者への医療支援として、緊急避妊などの公費負担を開始した。現在、すべての都道府県で、レイプ被害を親告し、緊急避妊用の中用量ピルを希望する女性に無料で渡している。ECの存

在意義は、望まない妊娠やそれに続く人工妊娠中絶を防ぐこと、とくに、宗教的・経済的・身体的事由などから人工妊娠中絶を受けることができない環境にある人々に対し、事後の避妊として望まない妊娠を避ける最後の機会を提供することにある。望まない妊娠は女性が身体的・精神的・社会的に良好な状態であることを妨げるものであるが、それに続く出産と子育てはこれらに加えてさらに重大な社会的責任・リスクを負わせるものであることから、望まない妊娠を回避する機会が最大限の保障を与えられなければならない。近年ではHIV/AIDSその他の性感染症が蔓延する中でコンドームの使用による感染予防と避妊を期待する声が高まっているが、その一方でコンドームの不適切な使用や事故(破損・脱落など)が望まない妊娠を引き起こしているという問題も指摘されている。コンドームのみならず、ペッサリーやIUDの脱落、OCの紛失・飲み忘れ、さらにはレイプをはじめとする性犯罪に遭遇するなどの事態が起こる限り、望まない妊娠やそれに続く人工妊娠中絶という問題は避けることができない。このような現状において、使用方法が比較的簡単であり、人工妊娠中絶に比して身体的・精神的・経済的負担が軽く、広く一般に受容されやすい方法であるECのもつ意義は大きいといえる。望まない妊娠やそれに引き続く人工妊娠中絶の結果として受ける身体的・精神的・経済的負担を回避し得る緊急避難的な避妊法として、ECは必要不可欠なものである。避妊経験が少なくその技術が未熟である若い女性ほど望まない妊娠をする危険性が高い傾向にあること、とまどい・恐怖心・無知などから周囲への妊娠の報告・相談の時期や病院へ行く時期が遅くなりこの結果、母体にとってより危険で負担の大きい中期中絶が他の年代よりも多くなるという問題がある。年齢が低年齢であればあるほど、望まない妊娠やそれに続く人工妊娠中絶あるいは出産という経験が与える身体的・精神的負担、社会的リスクは大きく、生涯にわたって影響するものと考えられる。このような見解において、思春期の若者の望まない妊娠こそ回避する必要性が高い。

2. 研究の目的

性犯罪被害対策及び人工妊娠中絶防止を目的として、緊急避妊薬情報を含めた、学校での性教育方法の検討が必要であると考えた。学校における性に関わる教育では、緊急避妊薬の情報提供のみではなく、生命倫理を含めた指導が必要である。よって、生徒を対象に行った質問紙調査および学校関係者を対象にした調査の結果から、緊急避妊薬の認知の状況を明らかにし、さらに児童生徒のニーズを踏まえ、全ての発達段階の子どもが学校教育において、緊急避妊薬を周知し、適切な行動選択を可能とするために必要な関わりを検討することとし、その結果を学校現場およ

び教員養成方策の充実へ還元することを狙いとした。

3. 研究の方法

(1) 児童生徒や学生の性に関する知識、態度や行動及びその保護者、養護教諭、担任、管理職などの教職員の性に関わる教育の知識や態度及び方法について、質問紙調査および面接調査等によってデータを収集した。得られたデータを用いて、学校における性に関わる教育への必要要因や教育上の諸問題について分析および解明を行なった。さらに、現場教員や教員養成系大学学生らとも性に関わる教育内容および指導方法を検討した。これらを踏まえて、学校における性に関わる教育の内容や方法を明らかにした。

(2) 高校生に対する授業

A 県高等学校普通科の 2 学年の男女 120 名(男子 58 名 / 女子 62 名)に高等学校 2 学年を対象とした緊急避妊薬の内容を含めた男女理解および高校生における交際に関する保健指導を実施した。さらに、保健指導である介入前、介入直後、介入 4 ヶ月後に無記名自記式質問紙調査の実施および得られた結果の統計解析を行った。

4. 研究成果

(1) 2013 年に実施した学生 183 名に対する調査結果の分析は以下の通りである。緊急避妊薬について、看護系は約 90%、教育学系は約 50%が「知っている」と回答した。教育学系の学生の緊急避妊薬の情報はインターネット(男子 45.8%、女子 30.8%)、友人(男子 37.5%、女子 46.2%)から得ることが多かった。教育学系女子の中には避妊が失敗した際、緊急避妊薬を知らず、経過観察していたことから、緊急避妊薬の存在を知り、避妊に失敗した際に必要な策を講じられるようにしていく必要のあることが示唆された。また、緊急避妊薬の知識の確認では、教育学系の男女、看護系的女子それぞれに、「日本の薬局で購入することができる」「定期的に服用することができる」と誤った回答があった。そのため、正しい知識をもてるように関わっていく必要があることがわかった。

(2) 高校生に対する授業から次のことが明らかとなった。

緊急避妊薬に関する情報を与える際には正しい情報の入手方法を教える必要がある。

緊急避妊薬の入手方法や服用期間は実例をあげて説明する。

自分自身のことのようにイメージできる教材の検討が必要である。

(3) 高校生に対する授業において「緊急避妊薬の学習をする時期」についての回答からは中学 1 年生および 2 年生で知るべきとの回答が多かった。しかし、中学校の学習指導要領

保健体育に位置づけられている性教育に関する記述に則ると、保健学習では「緊急避妊法」に触れることは難しいことが分かった。

(4) 全ての発達段階の子どもが学校教育において、緊急避妊薬を周知し、適切な行動選択を可能とするためには、教育関係者用の性教育に関する手引書に緊急避妊薬を紹介する文言の掲載が先ず必要であると言えた。

<引用文献>

青少年の性行動 わが国の中学生・高校生・大学生に関する第 7 回調査報告、編集 / (財)日本児童教育振興財団内 日本性教育協会 (JASE) 1-72、2013.

北村邦夫：「第 5 回男女の生活と意識に関する調査」結果報告(厚生労働科学研究費補助金「望まない妊娠防止に関する総合的研究班」主任研究者:竹田省)、現代性教育研究ジャーナル、No7、日本性教育協会、2011.

笠井直美、性教育学、朝倉書店、142-144p、2012 年

北村邦夫、緊急避妊法、産婦人科治療、177 巻 6 号、658p、1998.

北村邦夫、避妊法の実際—緊急避妊法—、産科と婦人科 67 巻増刊号、164p、2000.

井上輝子・江原由美子編、女性のデータブック—性・からだから政治参加まで—、有斐閣、62p、2001.

5. 主な発表論文等

〔学会発表〕(計 5 件)

崔 旭、笠井 直美、「中国の小学校における性に関する教育の現状について」、第 45 回新潟県学校保健学会研究発表会、2016 年 12 月 3 日、新潟大学 駅南キャンパスときめいと(新潟県新潟市中央区笹口)

崔 旭、笠井 直美、「中国の小学校と日本の小学校の保健教育及び保健管理システムの比較について」、一般社団法人日本学校保健学会第 63 回学術大会、2016 年 11 月 20 日、国立大学法人筑波大学 筑波キャンパス 大学会館(茨城県つくば市天王台)

猪俣 史織、笠井 直美、中高生における緊急避妊薬を含む性教育に関する授業効果の検討、第 35 回日本思春期学会 総会・学術集会、2016 年 8 月 27 日、浅草ビューホテル(東京都台東区西浅草)

猪俣 史織、笠井 直美、高校生への緊急避妊薬を含めた性教育後の性意識の変化、第 44 回新潟県学校保健学会研究発表会、2015 年 11 月 21 日、直江津学びの交流館(新潟県上越市中央)

猪俣 史織、笠井 直美、「緊急避妊薬」が認可されたことに関する性教育や啓蒙に関する研究、第 61 回一般社団法人日本学校保健学会学術大会、2014 年 11 月 16 日、金沢市文化ホール(石川県金沢市高岡町)

〔図書〕(計 2 件)

松浦賢長、笠井直美、渡辺多恵子・編著、講談社サイエンティフィック、保健の実践科学シリーズ 学校看護学、2017、237

笠井直美、新保英博、金澤日呂子、他 7 名、新潟県教育委員会、性に関する指導の手引き改訂版、2016、17

〔その他〕

ホームページ等

北京師範大学珠海分校にて、日本の緊急避妊薬に関する状況の紹介を含め、かつ中国広東省における学生の性に関する教育の状況についての研究及び意見交換を行った訪問が北京師範大学珠海分校新聞にて紹介された。
<http://news.bnuz.edu.cn/info/1004/16154.htm>

6. 研究組織

(1)研究代表者

笠井 直美 (KASAI, Naomi)

新潟大学・人文社会・教育科学系・教授
研究者番号：20255243

(4)研究協力者

猪俣 史織 (INOMATA, Shiori)

崔 旭 (CUI Xu)